

一般社団法人日本精神科看護協会
Japanese Psychiatric Nurses Association

精神科病院における看護職による 患者虐待事件を受けた今後の虐待防止に係る 取り組みの強化に関する共同声明

一般社団法人日本精神科看護協会（会長・吉川隆博）は、5月26日、看護職による患者虐待防止に関する共同声明を公益社団法人日本看護協会、一般社団法人日本精神保健看護学会と共に発出しました。日精看は今年1月に精神科医療機関で発生した虐待行為に関する2度の声明を発出していました。

今回、改めて障がい者虐待に関する再発防止は、看護界全体で取り組みを強化すべき課題であることを認識し、両団体の協力を得て、表明しました。共同声明発出に際しては、すべての看護職の「社会的責任」を明確にし、社会全体で取り組みを促進していくため、日本看護協会の福井トシ子会長、日本精神保健看護学会の寺岡征太郎理事長、石田昌宏参議院議員で、厚生労働省社会・援護局の辺見聡障害保健福祉部長に面会しました。

私たちは、虐待行為のみならず、その行為を傍観することも虐待行為となることを強く意識し、看護職全体の倫理的課題として受け止め、意識の向上に努めていきます。今後の防止対策としては、「精神科医療現場における障がい者虐待防止の手引き」の作成を進めています。また、職員の虐待防止に関する意識向上を目的とした「職員自己点検チェックリスト」を活用した自己点検を開始します。このような対策と同時に、看護職員が過度なストレスを抱え、悩み、孤立することのないよう、看護職員のメンタルヘルス支援の強化に務めます。

日精看は、こころの健康を通して誰もが安心して暮らせる社会をつくることに尽力するとともに、各種団体と連携・協働して障がい者虐待防止に取り組むことを改めて表明いたします。



右から、石田参議院議員、草地業務執行理事、日本精神保健看護学会の寺岡理事長、辺見障害保健福祉部長、吉川会長、林精神・障害保健課長、日本看護協会の福井会長

精神科病院における看護職による患者虐待事件を受けた 今後の虐待防止に係る取り組みの強化について

今般発生した看護職による患者への虐待は、看護の資格に欠ける犯罪行為であり、決してあってはなりません。私たち三団体は、本件を看護界全体に関わる問題として重く受け止め、被害に遭われた方々及び親族の皆様にお詫びを申し上げます。

看護職の行動指針を示す「看護職の倫理綱領」において、看護職は「人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する」ことを明示しています。しかしながら、今般、看護の資格をもつ者でありながら、これに則った行動がとられなかったことは残念でなりません。

私たちはこのような事件が二度と起こらないようにするため、再発防止に向けて適切な対策を講じることこそが、看護職能団体、関連学会等の責務であると考え、虐待防止に向けた「精神科医療現場における障がい者虐待防止の手引き」を作成するとともに、職員の虐待防止に関する意識向上を目的とした「職員自己点検チェックリスト」を活用した自己点検を開始します。

また、虐待が発生しない組織風土を醸成するためには、看護職が自身のメンタルヘルスを保ち、誇りをもって仕事に取り組み、倫理的で質の高い看護を提供できる仕組みづくりが必要です。その仕組みの一つとして、精神看護を専門とする専門看護師・認定看護師や看護管理者等の活用を推進します。

日本看護協会の「看護職の倫理綱領」および日本精神科看護協会の「精神科看護職の倫理綱領」を日本全国の看護職に徹底し、医療現場での虐待によって精神障がいに苦しむ人々が更に苦しむような事件が、今後決して起こらないよう看護界を挙げて取り組みます。

看護職は、より質の高い看護を提供するために、常に、個人の責任として継続学習による能力の開発・維持・向上に努めることが求められます。看護職ひとりひとりが、専門職としての責務を再確認し、精神障がいに苦しむ人々に対し安全かつ安心な看護を提供できるよう、引き続き関係団体が連携し、今回の事件を教訓に、必要な対応を進めてまいります。

以 上

令和5年5月26日

一般社団法人 日本精神科看護協会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 日本精神保健看護学会

日本精神科看護協会

2023年度精神保健福祉法改正に伴う事業戦略 障がい者虐待防止対策

虐待防止措置の創設とその対応について（精神保健福祉法第40条の2～8）

2024年4月施行

- 精神科病院の管理者は、**障害者虐待の防止**のため**必要な措置**を講ずることを規定。
- 業務従事者による**障害者虐待**を受けたと思われる精神障害者を「**発見**」した者は、速やかに都道府県に「**通報**」しなければならない。
- 業務従事者による**障害者虐待を受けた「精神障害者」**は、その旨を都道府県に「**届け出る**」ことができる。
- 業務従事者が、上記②の通報をしたことを理由として、「**解雇**」その他「**不利益な扱い**」を受けないものとするを規定。

会員施設における今後の早急な課題

- 業務従事者による、患者の意思決定、権利擁護に向けた支援の実施。
- 法改正に係る様々な事業や制度の理解の促進（業務従事者全体）。
- 国民の立場から、通報制度の目的等について理解を深める必要性。
- 障害者虐待の定義に関する理解を深めるとともに、現在の業務従事者の対応及び業務内容が、虐待（特に心理的虐待、放置・放任）と受け取られないように、必要な見直しを検討する必要がある。
- 通報時の報告徴収等に係る診療録・看護記録等の提出にあたっての記載方法の見直し
- 虐待防止に関する委員会等設置・事前相談体制の整備・障がい者虐待が発生した、またはその可能性がある場合の体制整備（虐待通報の流れと対応）。

事業戦略

- 上記課題における理解の促進を目的とした日精看本部および支部による研修会の実施と会員施設への情報提供を行う。
- 精神科看護師の倫理的な看護実践の向上の均てん化に資する教育資源及び教育カリキュラムの開発と倫理綱領の普及啓発。
- 会員施設の障がい者虐待防止対策に係る体制の整備に必要な情報の提供（マニュアル、手引き、自己点検チェックリスト、障がい者虐待に関する委員会設置規定（例）、各種様式に関する情報等の提供など）
- 精神科看護職の水準向上、価値の発展のための政策提言。
- 患者の権利擁護および精神科看護職の就労環境、処遇改善に向けた国への要望。
- 他の専門職及び各種団体と連携を図り、共同の会議体を構成し、社会の要請に資する精神科看護の実現に向けた取り組みを実施する。

※ 倫理に関する教育に関しては、令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」に基づくオンライン研修会を日精協と共同で作成中。また、日精看主催の倫理研修会を29都道府県で開催する予定。

精神科医療現場における虐待防止に向けた団体会議

会議の開催状況

参加団体（3団体）：日本精神科看護協会 日本看護協会
日本精神保健看護学会（第4回より参加）

●第1回意見交換会 2023年3月14日

検討内容：今後の精神科医療機関における障がい者虐待防止対策について

●第2回意見交換会 2023年3月27日

検討内容：障がい者虐待防止対策についてのロードマップ作成

●第3回意見交換会 2023年4月12日

検討内容：各種要望書の整理、手引き作成について、倫理綱領の周知方法

●第4回意見交換会 2023年5月16日

検討内容：共同声明について、合同会議の今後の運用

【ロードマップ】

取組項目	内容（案）	どこが（案）	いつまでに
精神科病院（病棟）自己点検	・厚労省から自己点検を促す通知発出依頼 ・日本医療機能評価指標精神領域等を活用してチェック項目作成（主に看護に関する項目をピックアップし自己点検してもらう） ・組織風土チェックリスト作成 ・メディア媒体の活用 （看護管理者向け商業誌を活用して自己点検を促す）	日精看・日看協 日精看 日精看 日看協	・日精看が素案を作成し、日精協及び厚労省精神障害・保健課担当者と調整中 （5月中旬に意見を集約する予定）
通報制度の準備性を高める	・虐待防止通報制度運用の取り組み状況把握 ・好事例の把握と発信	日精看 日精看・日看協	11月頃
医療機能評価機構精神領域の活用	・日本医療機能評価機構へ精神科領域の指標を活用した自己点検を促す要望書	日精看・日看協	5月8日に提出
診療報酬の獲得	・令和6年度トリプル改定への要望	日精協 日看協	6月に厚労省へ提出
倫理指針の周知普及と研修	・倫理に関する教育セミナー	日精看 日精看と日精協が共同開催	日精看主催の研修会を開催中
声明発出	一般国民に向けて メディアに向けて	日精看・日看協	日精協5月26日 日精看5月29日にプレスリリースを配信
関係団体による会議体の設置	日精看・日本精神科看護学会・日本看護協会 日精協との協働	日精看が事務局	